

令和7年度仕事と家庭の両立支援事業業務委託 企画提案募集要領

1 事業の趣旨、目的

仕事と育児の両立支援の重要性やメリットを伝え、企業におけるイクボスの普及、育成を行うとともに、イクボスの育成に向けたアドバイザーによる企業への個別支援を実施し、企業による自主的な活動を促進することで、イクボスの推進を図る。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度仕事と家庭の両立支援事業業務委託

(2) 業務の内容

別添「令和7年度仕事と家庭の両立支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 契約限度額

4,328千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 限度額を超えたものは失格とする。

(5) 担当所属

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階

静岡県健康福祉部こども若者局こども政策課こども政策班

電 話：054-221-2037 E-mail：kodomo_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

3 参加資格

参加者は次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 民間企業、個人事業主、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者
- (2) 仕事と育児の両立支援に係る業務の受注実績があること。
- (3) 直近1年間において、静岡県税、消費税又は地方税を滞納している者でないこと。（県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の地方税について、滞納している者でないこと。）
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 スケジュール等について

(1) スケジュール表

区分	内容	日程
①	募集要領の配布期間	令和7年9月5日(金)～9月30日(火) 午後5時まで
②	質問受付期間	令和7年9月5日(金)～9月11日(木) 午後5時まで
③	質問に対する回答	令和7年9月16日(火)
④	参加表明書の提出期限	令和7年9月17日(水) 午後5時まで
⑤	企画提案書の提出期限	令和7年9月30日(火) 午後5時まで
⑥	プレゼンテーション審査	令和7年10月6日(月)
⑦	選定結果の通知	令和7年10月8日(水)

(2) 募集要領等の配布方法

下記の静岡県ホームページ(URL)からダウンロードすること。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukenkou/index.html>

(3) 質問の受付

本要領等に質問がある場合は、質問書(様式5)を電子メールにより提出すること。

なお、メール送信後は必ず電話により到達確認を行うこと。

- ・提出先：2(5)のとおり

(4) 質問に対する回答

令和7年9月16日(火)までに回答を電子メールにて送付し、併せてホームページで公表する。

(5) 参加表明書の提出

公募企画提案への参加を希望する場合、下記書類を持参又は郵送により提出すること。

- ア 提出書類：①参加表明書(様式1) ②誓約書(様式2) ③定款又は寄付行為の写し
④会社概要が分かる資料 ⑤静岡県税納税証明書
⑥消費税及び地方消費税納税証明書 ⑦直近1年間の決算書
※⑤及び⑥については、発行日から3ヵ月以内のもの。コピー可。
※⑤について、静岡県内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県事務所が発行するものを提出すること。

- イ 提出先：2(5)のとおり

- ウ 留意事項：参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届(様式3)を提出すること。

(6) 企画提案書について

ア 企画提案書の作成

(ア) 企画提案書の構成

企画提案書の構成は、次の順とすること。

区分	内容	備考
①	全体方針	業務の全体方針について記載
②	実施計画	業務スケジュール等について記載
③	実施体制	業務実施に当たっての実施体制及び担当する者の氏名、役職、経験年数、主な実績等を記載
④	実 績	業務実績表（様式4－2）
⑤	価 格	見積書（任意様式）
⑥	イクボス 養成講座	講座の企画内容、広報方法等について記載
⑦	アドバイザー ザー派遣	派遣の企画内容、広報方法等について記載
⑧	そ の 他	業務委託実施に必要なことの提案（該当がある場合に限る。）

(イ) 留意事項

- ・委託業務の内容を十分に理解し、関係法令等を遵守したうえで作成すること。
- ・委託業務をどのような方針や手法で展開し、実施していくのかについて具体的に分かりやすく表現すること。
- ・企画提案書は、A4サイズを基本とし、ページ番号を記載すること。
- ・業務の実施に他の者の協力を得る場合は、企画提案書にその旨を明記すること。
- ・提出された書類等について、必要に応じて企画提案者から聴き取りを行う。

イ 企画提案書の提出

(ア) 提出書類

- 企画提案書の提出書（様式4－1）
- 企画提案書（任意様式）
- 業務実績表（様式4－2）
- 見積書（任意様式）
- 以下の認証を受けている又は表彰を受けたことがある場合は、確認できる書類等

認証・表彰	所管
静岡県次世代育成支援企業認証	県こども若者局 こども政策課
ふじのくに子育てに優しい企業表彰（令和4年終了）	

※見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を、仕様書の項目ごとに示すこと。

※業務実績表作成上の注意

過去5年以内に受託（実施）した県や県が出資する法人等、もしくは市町の講座等の企画業務について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。

※提出書類のまとめ方

a～eの書類を順番に並べ、フラットファイル（背表紙に企業名を記入）にとじてから提出すること。押印等のある書類については、1部原本とし、他はコピーとする。eについては、該当する場合のみ綴ること。

(イ) 提出部数：8部 正本1部、副本（コピー可）7部

(ウ) 提出方法

持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間は除く）。郵送の場合は、「特定記録」とし、期日までに必着とする。

(エ) 提出先：2（5）のとおり

(オ) 様式等の入手方法

下記の静岡県ホームページ（URL）からダウンロードすること。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukenkou/index.html>

ウ その他

- ・虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- ・提出された企画提案書は返却しない。また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用することはない。
- ・応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- ・提出された応募書類は、原則として、県に対する情報公開の対象文書となる。
- ・企画提案に要するすべての費用は、参加者の負担とする。

5 審査及び選定結果

(1) 事前審査

企画提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ書面審査し、5社程度に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、令和7年9月19日（金）午後5時までに電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 実施日：令和7年10月6日（月）午後2時～4時

イ 場 所：静岡県庁別館2階第3会議室A（静岡県静岡市葵区追手町9番6号）

ウ そ の 他

- ・プレゼンテーション審査の詳細は、プレゼンテーションを行う者に別途通知する。
- ・順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションへの参加は、対面だけでなく、オンラインでの参加も可とする。
- ・審査は非公開で行うものとする。

(3) 選定方法

提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づき、令和7年度仕事と家庭の両立支援事業業務委託企画提案審査委員会が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定にあたっては、（別紙1）「令和7年度仕事と家庭の両立支援事業業務委託評価基準表」により評価し、失格者を除いた者のうち、委員が順位付けした順位を整数として、企画提案ごとに合計し、合計点が最も少ない事業者を契約候補者とする。

なお、契約候補者は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などを個別に静岡県と交渉を行い、これが整った場合に、それぞれ随意契約の手続を行うものとする。

(4) 選定結果の伝達

選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に電子メールで通知する。
また、選定結果の疑義は受け付けない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約の締結は契約書による。
- (4) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、静岡県に帰属する。
- (5) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

令和7年度仕事と家庭の両立支援事業業務委託評価基準表

項目		基準	配点						
全 体	全体方針	事業の趣旨を十分に理解し、具体的で一貫性をもった提案内容となっているか	10 点						
	実施計画	業務を遂行するための計画的業務スケジュールとなっているか	10 点						
	実施体制	業務を安定的に実施することが出来る人材や体制が確保されているか	10 点						
	実 績	同程度の業務実績が十分にあるか	5 点						
	価 格	提案内容に対し経費の積算は妥当か	5 点						
提 案 項 目	イクボス 養成講座	【講座内容】 仕事と育児の両立支援の重要性やメリットが企業に伝わるよう、講座のテーマや内容が工夫されているか。	10 点						
		【人材確保】 講師として、必要な知識や経験、スキルを有した人材を確保できているか。	10 点						
		【集客・広報】 受講者数の目標を達成できるよう、効果的な広報手段がとられているか。	10 点						
	アドバイザー 派遣	【派遣内容】 仕事と子育ての両立可能な職場環境の実現に向けた、企業が求める支援内容となっているか。	10 点						
		【人材確保】 アドバイザーとして、必要な知識や経験、スキルを有した人材を確保できているか。	10 点						
		【派遣計画】 アドバイザー派遣の効果が期待できる派遣計画となっているか。	8 点						
そ の 他	認証等 実績	「5（3）イ」に該当する認証・表彰を受けているか。 <table><tr><td>内 容</td><td>点 数</td></tr><tr><td>1 つ以上受けている</td><td>2 点</td></tr><tr><td>いずれも受けていない</td><td>0 点</td></tr></table>	内 容	点 数	1 つ以上受けている	2 点	いずれも受けていない	0 点	2 点
内 容	点 数								
1 つ以上受けている	2 点								
いずれも受けていない	0 点								
合 計			100 点						